

平成十七年 第五回定例岐阜県議会 知事提案説明要旨

本日提出いたしました議案の説明に先立ちまして、

環境問題を巡り発生した事案への対応状況、政策総点検の進捗状況と今後の予定、

そして最近の三位一体改革を巡る地方分権の動向の三点につきまして、ご報告させていただきます。

(環境問題の発生と対応)

まず、現在、本県では「フェロシルト」、「アスベスト」、「瑞浪超深地層研究所」など

環境問題に関して県民の皆様の生活を脅かす、ないしはその恐れが懸念される事案が発生しております。

これらにつきまして、県といたしましては、県民の皆様の安全・安心、そして、健康を守るため、

迅速、透明かつ厳格に対応するよう努めてきているところでございます。

(「フェロシルト」問題)

石原産業株式会社が製造した土壌埋め戻し材「フェロシルト」につきましては、

現在、県内十一箇所におきまして、七万トンを超える量が造成等に使用されていることが判明しております。

県が環境調査を行いましたところ、土壌環境基準を超過する六価クロムとフッ素が検出されました。

その後、石原産業が実際とは異なるサンプルを本県に提出したことも調査の過程で明らかとなり、まさしく、

言語道断の行為として、私から直接、石原産業社長に対して厳しく問いただしたところでございます。

そして、六価クロム、フッ素といった有害物質は、製造過程で生成、混入されたもので、元々フェロシルトには有害物質が含まれていたとみられること、

さらに、フェロシルトの譲渡は、販売価格の二十倍程度もの運搬費を支払うという

「逆有償」と言うべき行為によるものであったことなどの事実が続々と判明しました。

そこで、環境省との協議及び「県フェロシルト問題検討委員会」の検討を踏まえ、

「フェロシルトは産業廃棄物に該当する」という判断を下したところでございます。

県といたしましては、通常の商取引を装って、

有害な産業廃棄物を県内に持ち込んだ石原産業の責任を厳しく追及するため、

十一月九日、石原産業及び同社社長以下三名を不法投棄の疑いで岐阜県警察本部に告発するとともに、

十一月二十一日、同社に対し、フェロシルトの全量撤去を内容とする措置命令を発したところでございます。

今後は、地元住民の皆様への不安が一日も早く解消されますよう、

県内に埋められたフェロシルトの早期全量撤去を実現するとともに、

このような事案を今後発生させないように、監視体制を一層強化してまいります。

（「アスベスト」問題）

次に、「アスベスト」につきましては、これまでに、

対策本部の設置、県民相談窓口での対応、県民や事業者の皆様への情報提供、国の機関や市町村との連携、

各種アスベスト使用実態調査の実施などの施策を次々と実施してきているところでございます。

また、九月議会で議決いただきました「アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」に基づき、十一月一日から現行の大気汚染防止法では規制されていない部分についても県独自の規制を加えてまいりました。

さらに、アスベスト除去に伴う経済的負担を速やかに軽減するため、個人、中小企業者を主たる対象といたします、低利の融資制度及び利子補給制度を専決処分により創設することとし、十一月十日からその運用を開始したところであります。

このように、条例による規制の強化と融資制度及び利子補給制度による財政支援を車の両輪といたしまして、県内建築物のアスベスト除去対策を着実に進めてまいります。

また、政府が来年の通常国会に提出を予定しております、いわゆる「アスベスト救済新法」の動向も見据えながら、さらなる対策を適時、適切に講じてまいりたいと考えております。

（「瑞浪超深地層研究所」問題）

更に、「瑞浪超深地層研究所」の問題につきましても、環境基準に抵触する事態などが生じたにもかかわらず、

日本原子力研究開発機構が行うべき報告や情報公開が、再三にわたり遅れ、住民不安の増大を招きました。このため、十一月十四日、本県、瑞浪市、機構の三者間で、

環境負荷に関する情報の公開、適切な環境保全対策の実施、機構の危機管理マニュアルの作成などを柱とする「環境保全協定」を新たに締結し、これに沿った対応を進めているところでございます。

このほか、本年十月に摘発されました

瑞浪市日吉町の砂防指定地内における産業廃棄物の不法投棄事案を教訓に、

再発防止に向けた関係機関相互の監視体制の再構築を図ることとしております。

(政策総点検の状況)

次に、政策総点検の進捗状況と今後の予定につきまして、ご報告させていただきます。

本年二月に開始いたしました政策総点検につきましては、

八月の「中間報告」で整理した四十一の政策分野にわたる合計百三十三の論点に沿って、

政策の方向性につきまして、現在、県民委員会の六つの分科会を中心に、

鋭意ご審議をいただいているところであります。

今後の予定といたしましては、県民委員会のご意見などを踏まえまして、年末に向けて最終案を作成し、

広く県民の皆様からもご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたします。

そして、来年一月中を目途に、「結果報告」を取りまとめ、

これを平成十八年度予算編成や(仮称)行財政改革大綱の策定などに反映してまいりますので、

引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。